

平成五年通商産業省令第七十七号

指定製造事業者の指定等に関する省令

計量法（平成四年法律第五十一号）第九十一条第一項第五号、第九十二条第二項、第九十五条第二項及び第九十六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、指定製造事業者の指定等に関する省令を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、この省令に特段の定めのない限り、計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）及び計量法関係政令において使用する用語の例による。

（指定の申請）

第二条 法第十六条第一項第二号ロの指定を受けようとする届出製造事業者は、様式第一による申請書を電気計器にあつてはその指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長又は中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（以下単に「経済産業局長」という。）を経由して、その他の特定計量器にあつてはその指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請において様式第一に第四条第二項の書面を添付しない場合にあつては、様式第二による検査申請書を様式第一に添付しなければならない。

3 第一項の申請書には、その申請に係る工場又は事業場における別表第一号に掲げる品質管理体制が、同号イに掲げる基準に適合していることを証する書面（経済産業大臣が適切であると認められた者が証するものに限る。）その他経済産業大臣が定める書面を添付することができる。

（品質管理の方法）  
第三条 法第九十一条第一項第五号の経済産業省令で定める品質管理の方法に関する事項は、別表の中欄に掲げるとおりとする。

2 法第九十二条第二項の経済産業省令で定める品質管理の方法の基準は別表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げるとおりとし、その細目については経済産業大臣が別に定め、公示する。

3 前項の公示は、特定計量器を製造する事業の区分並びに制定、改正又は廃止の別及びその年月日を官報に掲載するものとする。

（品質管理の方法の検査）

第三条の二 法第九十一条第三項の規定により検査を行った都道府県知事又は日本電気計器検定所は、その検査の申請を受理した日から六十日以内に経済産業大臣に当該検査の結果を報告しなければならない。

（指定検定機関の調査）

第四条 法第九十三条第一項の調査を受けようとする者は、様式第三による申請書を指定検定機関に提出しなければならない。

2 法第九十三条第二項の書面は、様式第四により作成するものとする。

3 第二条第三項の規定は、第一項の申請書について準用する。

（変更の届出）

第五条 法第九十四条第一項の規定による変更の届出をしようとする指定製造事業者は、様式第五による届出書を電気計器にあつては経済産業局長を経由して、その他の特定計量器にあつては都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第二条第三項の規定は、前項の届出書について準用する。この場合においては、「前項の届出書」「第一項の申請書」とあるのは、「前項の届出書」と、「その申請」とあるのは、「その届出」と読み替へるものとする。

（基準適合義務の免除の届出）

第六条 法第九十五条第一項ただし書の届出をしようとする指定製造事業者は、様式第六による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

（検査方法等）

第七条 法第九十五条第二項の経済産業省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。  
一 製造される特定計量器が法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。  
二 製造されるすべての特定計量器について器差の検査を行い、法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差を超えないことを確認すること。

三 製造されるすべての特定計量器について、法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の経済産業省令で定めるものについての検査を行うこと。

い、当該基準に適合することを確認すること。

四 製造のロットごとに適切な数の特定計量器を抜き取り、当該特定計量器が法第七十六条第一項の承認を受けた型式（以下単に「承認型式」という。）に適合していることを確認すること。

五 検査手順書に定めるすべての事項を終了し、法第九十五条第一項の規定に適合することを確認するまで特定計量器を出荷しないこと。

六 承認型式ごとに検査記録簿を備えて、検査の結果を記録すること。

七 前号の検査記録簿は、検査記録簿の最終の記載の日から起算して三年以上（法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器に係る承認型式にあつては、検査記録簿に記載した特定計量器の法第九十六条第一項の表示（以下「基準適合証印」という。）の有効期間満了の日から起算して一年以上）保存すること。

（基準適合証印）

第八条 基準適合証印は、次に掲げる形状により、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印により付するものとし、容易に識別できる大きさとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。

2 基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分に付さなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分の適切でないことと国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が認める場合にあつては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

（年月の表示）  
第九条 基準適合証印とともに付する法第九十六条第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第三項の基準適合証印を付した年月の表示の方法は、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。この場合において、「打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては」とあるのは「付する方法にかかわらず」と読み替へるものとする。

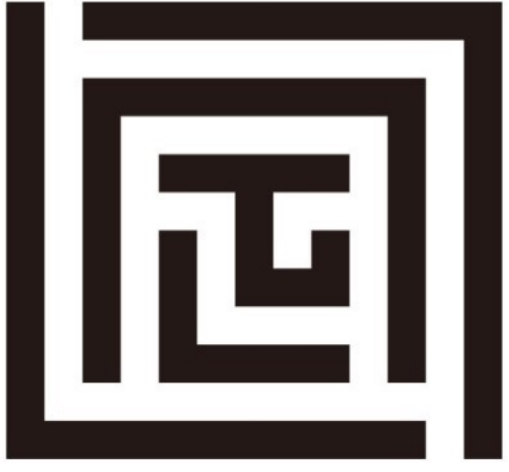
2 前項の規定にかかわらず、基準適合証印とともに付する法第九十六条第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第三項の基準適合証印を付した年月の表示の方法が適切でないことと研究所又は日本電気計器検定所が認める場合にあつては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

3 前二項の年月は、法第九十六条第二項の年月にあつては第七条第二号の検査を行った日を超算として定め、法第九十六条第三項の表示を付した年月にあつては第七条第二号の検査を行った日の属する年月として定める。

（はり付け印による基準適合証印の表示）  
第九条の二 基準適合証印をはり付け印により付する場合は、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分の適切でないことと研究所又は日本電気計器検定所が認める場合にあつては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

（指定の取消）  
第十条 経済産業大臣は、法第九十九条の規定により指定を取り消したときは、その旨を取消し



処分を受けた指定製造事業者に通ずるものとす。

2 前項の届出において指定外国製造事業者の地位を承継した者の届出にあつては、計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第三十一条第二項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「登記事項証明書」とあるのは「登記事項証明書又はこれに準ずる書面」と、同項第二号及び第三号中「戸籍謄本」とあるのは「戸籍謄本又はこれに準ずる書面」と読み替えるものとする。

3 法第一百一条第三項において準用する法第六十五條の規定による廃止の届出をしようとする指定外国製造事業者は、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 法第一百一条第三項において準用する法第九十条第一項の規定により変更の届出をしようとする指定外国製造事業者は、様式第五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

5 第二条第三項の規定は、前項の届出書について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「前項の届出書」と、「その申請」とあるのは「その届出」と読み替えるものとする。

第十三条 第三条及び第七條から第十條の規定は、指定外国製造事業者に準用する。

第十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができ

ない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 法第一百一条第一項の様式第七による申請書

二 第十二条第一項の様式第八による届出書

三 第十二条第三項の様式第九による届出書

四 第十二条第四項の様式第五による届出書

2 前項の電磁的記録媒体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二 日本産業規格X六二三五及びX六二四九又はX六二三五及びX六二五二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

附則 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年四月二日通商産業省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成二二年二月一六日通商産業省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月二八日通商産業省令第四一〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年一月一〇月一三日通商産業省令第二四八号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二三年三月二二日経済産業省令第三五号）

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二九年九月二二日経済産業省令第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十四条から第十七条までの改正規定及び様式第十から様式第十四までの改正規定 公布の日

二 第八条、第九条及び第九条の二の改正規定 平成二十九年十月一日

（品質管理の方法に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の日前に計量法（平成四十年法律第五十一号。以下「法」という。）第六十一条第一項又は外国製造事業者についての法第九十一条第一項第五号の経済産業省令で定める品質管理の方法に関する事項及び法第九十二条第二項の品質管理の方法の基準の適用については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の日前に法第六十一条第二号の指定を受けた者（前項の規定の適用を受けて指定を受けた者を含む。）は、法第九十四条第一項（法第一百一条第三項）準用する改正後の指定製造事業者の指定等に関する省令第五号の様式第五による届出書を平成三十三年九月三十日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

附則（平成二九年一〇月三一日経済産業省令第八二二号）

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

事項

品質管理

品質管理

品質管理

品質管理

品質管理

品質管理

品質管理

品質管理

品質管理

品質管理

品質管理

品質管理

品質管理

品質管理

<p>四 工 程 管 理</p> <p>製造工程等が社内規格により明確にされているとともに、次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて工程ごとに工程管理が適切に行われていること。</p>	<p>三 材 料 部 品 の 購 買</p> <p>次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて材料、部品等の購買が適切に行われていること。</p> <p>イ 発注先の選定基準に関する事項</p> <p>ロ 発注に係る要求事項に関する事項</p> <p>ハ 材料、部品等の購買の記録に関する事項</p>	<p>もに、特定計量器の製造に必要な技術に関する知識及びこれに関する一年以上の実務経験を有する者であつて、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は外国にあるこれらの大学に相当する大学を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者であつて、品質管理に関する実務経験を二年以上有する者</p> <p>(2) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは工業に関する高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校又は外国にあるこれらの学校に相当する学校を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、品質管理に関する実務経験を四年以上有する者</p> <p>(3) 経済産業大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識・経験を有すると認められた者</p> <p>ハ 品質管理推進責任者が不在の時に、その権限及び責任を代行する者であつて前号の資格を有する者が選任されること。</p>
---	--	---

<p>七 製 造 設 備 の 検 査 及 び 点 検</p> <p>製造及び検査に必要な設備を保有するとともに、次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいてこれらの設備の管理が適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適切に維持されていること。</p> <p>イ 製造又は検査に必要な精度、性能等に関する事項</p> <p>ロ 点検、保守、校正等の実施の箇所、項目、周期、方法、判定基準、環境条件等に関する事項</p> <p>ハ 検査設備の検査状態の識別に関する事項</p> <p>ニ 検査設備の校正に係るトレーサビリティに関する事項</p> <p>ホ 点検、保守、校正等の実施後不適合があつた場合の処置に関する事項</p>	<p>六 製 品 の 識 別</p> <p>次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて、材料、部品等の受入れから完成品の出荷及び据付けに至るまでの全工程において、製品の識別(製品又は容器にマーキング、ラベル付け等を行うこと)によつて製品のロット等の区別を行うことをいう。以下同じ。が適切に行われ、かつ、製品の工程適及可能性が適切に保たれていること。</p> <p>イ 製品の識別の方法に関する事項</p> <p>ロ 製品の工程記録、品質記録等との対応に関する事項</p>	<p>五 完 成 品 の 管 理</p> <p>次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて完成品の管理が適切に行われていること。</p> <p>イ 完成品の構造(性能及び材料の性質を含む。)及び器差に関する事項(法第九十五条第一項及び第九十一条第二項の基準適合義務の履行に関する事項を含む。)</p> <p>ロ 完成品管理に係る記録に関する事項</p> <p>ハ 製造工程の組織と独立した組織で実施することに關する事項</p> <p>イ 作業指示書、作業環境、設備等に関する事項</p> <p>ロ 管理項目及び品質特性に関する事項</p> <p>ハ 限度見本及び標準見本に関する事項</p> <p>ニ 工程変更に関する事項</p> <p>ホ 工程管理に係る記録に関する事項</p>
--	---	--

製造設備及び検査設備の記録に関する事項

様式第1(第2条関係)

様式第1(第2条関係)

製造設備

申請者 住所

所在地(事務所及び製造者の所在地)

下記のとおり計量法第16条第7項第2号の認定を受けた1号の申請します。

1. 事業の区分の名称

2. 認定を受けようとする工場又は事業場の名称及び所在地

3. 製造設備事業者の提出年月日

4. 品質管理の方法

品質管理に用いる製造設備の名称(識別を含む。)	認定申請書記載していること

備考

1 図面の大きさは、日本標準規格A4とする。

2 第4項の事項は、別紙に記載することができる。

3 認定製造事業者の所在地に隣接する製造場を事業場に同一製造設備とする。

4 認定製造事業者の所在地に隣接する製造場を事業場に同一製造設備とする。

様式第2 (第2条関係)

様式第2 (第2条関係)

株式会社 〇〇

申請者 〇〇

氏名 (本務及び代表者の氏名)

申請者 〇〇

氏名 (本務及び代表者の氏名)

下記のとおり并査取締役1名第1項第2号の指定に係る取締役9名第2項の指定を受けたいので申請します。

記

- 事業の区分の種類
- 指定のための検査を受けようとする工場又は事業場の名称及び所在地
- 指定のための検査に係る責任者及び連絡先

備考

- 図面の大きさは、日本建築規格A4とすること。
- 取締役候補等に関する事項については、指定の多量料に該当する欄の記入詳細を転載すること。

様式第3 (第4条関係)

様式第3 (第4条関係)

指定製造事業者に係る調査申請書

申請者 〇〇

氏名 (本務及び代表者の氏名)

申請者 〇〇

氏名 (本務及び代表者の氏名)

并査取締役3名第1項の規定に基づき下記のとおり同取締役1名第1項第2号の指定を受けたいので調査管理の方法についての調査を受けたいので申請します。

記

- 事業の区分の種類
- 指定を受けようとする工場又は事業場の名称及び所在地
- 指定製造事業者の製造年月日
- 調査管理の方法

調査管理の方法	調査管理の方法 (詳細を含む)	備考 (申請書に記載しないこと)

備考

- 図面の大きさは、日本建築規格A4とすること。
- 第4項の申請書は、図面に記載することが出来る。
- 指定製造事業者の指定に係る事項第3項に基づき調査を認許することができる。

様式第4 (第2条、第4条関係)

様式第4 (第2条、第4条関係)

調査結果報告書

申請者 〇〇

氏名 (本務及び代表者の氏名)

申請者 〇〇

氏名 (本務及び代表者の氏名)

并査取締役3名第1項の規定に基づき、下記のとおり指定製造事業者の調査管理の方法についての調査を行った結果、同取締役3名第2項の調査結果を定めて定める調査に適合していることが調査の結果と認められます。

なお、調査結果の詳細は別紙のとおりです。

記

- 指定製造事業者の名称及び代表者の氏名
- 調査を行った工場又は事業場の名称及び所在地
- 調査を行った年月日
- 調査を行った者の氏名及び所属

備考

図面の大きさは日本建築規格A4とすること。

様式第5 (第5条関係、第12条関係)

様式第5 (第5条関係、第12条関係)

品質管理の方法についての変更届書

申請者 〇〇

氏名 (本務及び代表者の氏名)

申請者 〇〇

氏名 (本務及び代表者の氏名)

下記のとおり品質管理の方法を変更したので、并査取締役4名第1項 (同取締役10名第2項)において変更する取締役9名第1項の規定に基づき変更届けます。

記

- 事業の区分の種類
- 指定を受けようとする工場又は事業場の名称及び所在地
- 工場又は事業場の名称及び所在地
- 変更の理由及び事項

品質管理の方法	品質管理の方法 (詳細を含む)	事 由

備考

- 図面の大きさは、日本建築規格A4とすること。
- 第4項の申請書は、図面に記載することが出来る。
- 指定製造事業者の指定に係る事項第3項又は第4項に基づき変更届けを認許することができる。

様式第6 (第6条関係)

様式第6 (第6条関係)

募集要項の名称の届出 年 月 日

経済産業大臣 宛 申請者 住所 氏名 (本務及び代表者の氏名)

募集要項のうち第1項ただし書の規定に基づき、下記の特定募集要項について募集要項の届出を提出します。

1. 免除を受けようとする特定募集要項の型式及び種
2. 免除を受け出る理由

備考 届期の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第7 (第11条関係)

様式第7 (第11条関係)

外国製造事業者指定申請書 年 月 日

経済産業大臣 宛 申請者 住所 氏名 (本務及び代表者の氏名)

下記のとおり募集要項1第6条第1項第2号の指定を受けた1号で申請します。

1. 事業の区分の名称
2. 指定を受けようとする工場又は事業場の名称及び所在地
3. 指定要項の名称

指定要項の名称	当該要項の名称 (国以外を含む)	備考1申請者は記載しないこと

備考

1. 届期の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. 備考欄の事項は、詳細に記載することができ。
3. 住所を記載できる範囲を認許すること。
4. 指定製造事業者の指定等に際しては第11条第1項第2号より適用する第2条第3項に基くべき事項を認許すること。

様式第8 (第12条関係)

様式第8 (第12条関係)

指定申請書記載事項変更届 年 月 日

経済産業大臣 宛 申請者 住所 氏名 (本務及び代表者の氏名)

下記のとおり変更があったので、募集要項1第1条第3項において適用する募集要項2第1項の規定に基づき提出します。

1. 変更があった事項に係る事業の区分の名称
2. 変更があった事項
3. 変更の事由

備考

1. 届期の大きさは、日本標準規格A4とすること。
2. 募集要項1第1条第3項において適用する募集要項1第1項の規定による変更についてはそれ以外の項目に該当する説明書を添付すること。

様式第9 (第12条関係)

様式第9 (第12条関係)

事業場名称 年 月 日

経済産業大臣 宛 申請者 住所 氏名 (本務及び代表者の氏名)

下記の募集要項は、年 月 日に届出したので募集要項1第1条第3項において適用する募集要項2第1項の規定に基づき提出します。

1. 事業の区分の名称
2. 指定を受けた工場又は事業場の名称及び所在地
3. 指定を受けた工場又は事業場の名称及び所在地

備考 届期の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第10（第14条関係）

電子的記録簿帳簿提出表

期 日

法人  
の種類

経済産業大臣 殿

申請者 名称

代表（役員及び代表者の氏名）

付属記録簿 名称 簿の規定による申請（又は提出）に提出された簿帳簿に記載すべきこととなっている事項を記載し、電子的記録簿帳簿を提出するに附随した上下本簿に添付されている電子的記録簿帳簿に記載された事項は、事項に相違ありません。

1 電子的記録簿帳簿に記載された事項

2 電子的記録簿帳簿と併せて提出される書類

備考

1 提出のべきものは、日本書式規格A4とすること。

2 提出の事項については、当該申請（又は提出）の適用書本文を記載すること。

3 「電子的記録簿帳簿に記載された事項」の欄には、電子的記録簿帳簿に記載されている事項を記載することとし、二行以上の電子的記録簿帳簿を提出する場合は、電子的記録簿帳簿ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記載されている事項を記載すること。

4 「電子的記録簿帳簿と併せて提出される書類」の欄には、当該申請（又は提出）の簿に本簿に添付されている電子的記録簿帳簿に記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類を記載すること。

5 「提出記録簿、申請表」の欄には、記入事項を記載することとしている欄について電子的記録簿帳簿による手続を行う場合には、記入の欄を必ず行うこと。

6 電子的記録簿帳簿は、次に掲げる事項を記載すること。

一 提出者の氏名又は名称

二 提出年月日

三 提出事項が同一欄上、記載すること。